

川崎ダルクホーム  
セカンドハウス  
利用案内及び  
同意書



特定非営利活動法人 川崎ダルク支援会

## 目的

薬物・アルコールに問題のある方々の共同生活は依存症からの回復を目指し、薬物・アルコールのない安全な場である。川崎ダルクデイケアセンターでの回復プログラムをより効果的に行える場所で、日常生活における相談、援助を回復者スタッフと行き、自立生活をサポートすることを目的とした施設です。

## 共同生活援助

(介護サービス包括型)

川崎ダルク(定員6名)川崎市高津区

セカンドハウス(定員4名)川崎市幸区

グループホーム管理者 岡崎重人

サービス管理責任者 大山順子

川崎ダルク 世話人 奥秋匡史

セカンドハウス世話人 鈴木賢一

法人事務所 211-0044 川崎市中原区新城 4-1-1 新城 NHビル 2F

TEL:044-798-7608

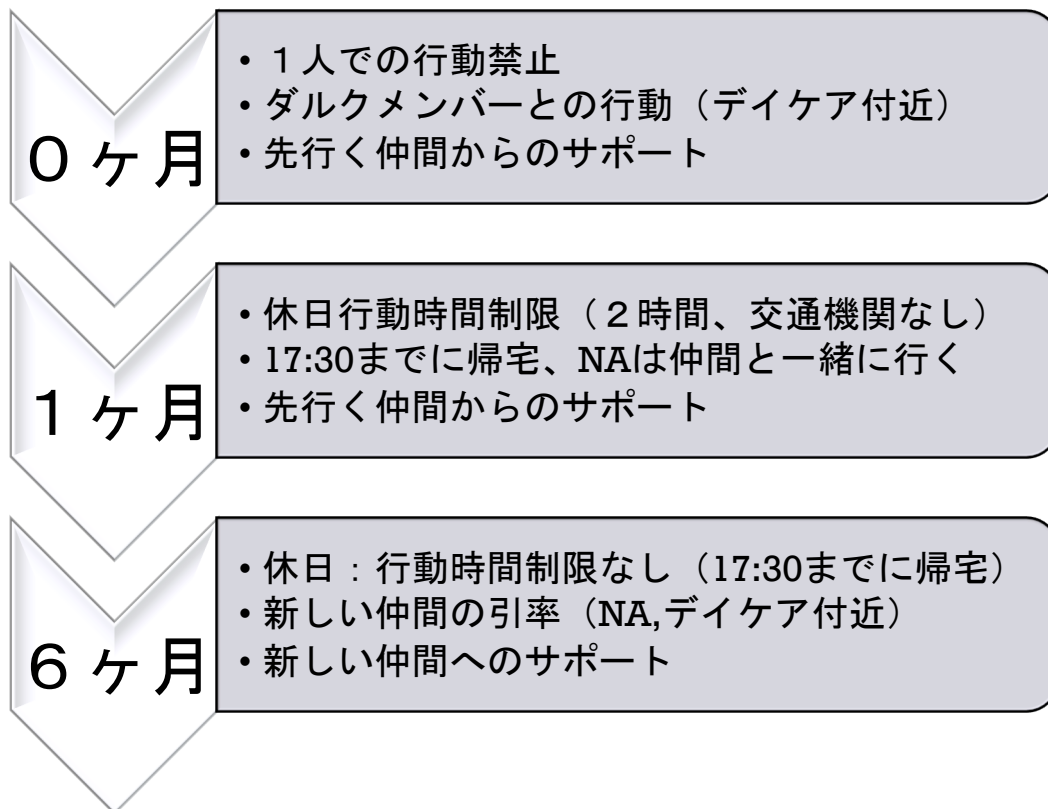
## ○週間スケジュール

時間／曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
8:00	朝礼にまにあうように、身支度をととのえてリビングへ！						
8:30	朝礼	朝礼	朝礼	朝礼	朝礼	9:50 朝礼	9:50 朝礼
8:40	出発	出発	掃除→出発	出発	出発	10:00 掃除	休日
9:00～18:00	デイケアプログラム 参加	デイケアプログラム 参加	デイケアプログラム 参加	デイケアプログラム 参加	デイケアプログラム 参加	ハウス MT 後 休日	休日
19:00～ 20:30	自助グループ	自助グループ	帰宅	自助グループ	自助グループ	自助グループ	自助グループ
	帰宅	帰宅	余暇	帰宅	帰宅	帰宅	帰宅
	余暇	余暇	余暇	余暇	余暇	余暇	余暇
24:00	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯

\*デイケアプログラムによりスケジュールが変更することがあります。

\*セカンドハウスの朝礼時間は 8:20、その後出発となります。

## ○初期サポート(1～6ヶ月)



・行動範囲の拡大についてはハウスミーティングにて話し合った後に変更となります。

・ただ単にクリーンの期間で区切られるものではありません。プログラムに参加する姿勢、施設内の役割に対する積極性、ルールを守ること、思いやりをもった行動、太鼓の練習、週間のスケジュールを覚える、新しい仲間を大切に（人間としての信頼関係）などを考慮してハウスミーティングで職員とメンバー全員で決めることとなります。

## ○ダルクのルール

- ・ 薬物・アルコールの使用(その他、自分のアディクション行為などを行うこと)
  - ・ 暴力や暴言
  - ・ 恋愛関係、またはその関係における性的な関係
- \* 大きな三つのルールとなります。

この下に書かれていることはダルクからの提案と約束です。今までいたところから新しい生き方に移っていくために自分を守ってくれる行動です。

- ・ 自傷行為はやめておこう。(自分を大切に)
- ・ ダルクプログラムの不参加や周囲に影響を及ぼす行為(ミーティングが自分を変えてくれる時間)
- ・ 盗み、違法な行為(次に来る人たちの居場所を守るために)
- ・ 奇抜な髪型や服装(次に来る人たちの居場所を守るために)
- ・ 器物破損(施設内外を問わず)(次に来る人たちの居場所を守るために)
- ・ ギャンブル行為の禁止(お金持ったら、何に使う?自分の感情に向き合ってみよう)
- ・ 家族、親類、配偶者、友人などに連絡を取ることを(今いる場所での信頼関係を大切にしよう)
- ・ 薬物・アルコール使用における道具の持ち込み(道具見たら欲求はいるよね)
- ・ 金銭や物品の貸し借りをしない(貸したお金は返ってこないと思しましょう。感染症などがうつらないために)

## ○ダルク利用について

川崎ダルク利用時にあたっての確認事項をこちらに記入しておきます。

- ・ 荷物の持込に関しては、各部屋に個人使用のための家具(3段ボックス、クリアケース大、クローゼット)があります。そちらに入る量の荷物を持ち込むことになります。
- ・ 服薬については職員が管理して、日毎の服用薬を手渡して渡します。
- ・ 金銭については皆さんの生活費はダルクが管理をします。それ以外の金額が通帳にある場合は通帳はご本人が、印鑑はダルクで管理させていただきます。
- ・ 預かり品は事務所の金庫に保管して、必要な場合はそれを使うことができます。
- ・ 通信機器の使用は原則禁止です。就労時など携帯が必要になった時には、ダルクから携帯電話を貸し出します。そちらをお使いください。
- ・ ダルク利用にあたって、皆さんが通われているお医者さん、関わりがある行政の担当者などの方に必要な場合は情報を提供することがあります。ご了承ください。
- ・

## ○ダルク契約内容

	H27.7.1		H27.7.1
川崎ダルク利用料		川崎ダルク利用料	生活保護手帳無し
利用料	150,000円/月	利用料	143,000円/月
(障害福祉サービス受給の場合減額)	140,000円/月	(障害福祉サービス受給の場合減額)	133,000円/月
内訳		内訳	
本人生活費	2,000円/日	本人生活費	2,000円/日
床屋代	3,000円/月	床屋代	3,000円/月
交通費	5,000円/月	交通費	5,000円/月
家賃	53,700円/月	家賃	53,700円/月
(障害福祉サービス受給の場合減額)	43,700円/月	(障害福祉サービス受給の場合減額)	43,700円/月
共益費用	5,000/月	共益費用	5,000/月
デイケアセンター利用料	10,000円/月	デイケアセンター利用料	10,000円/月
プログラム費用	13,300円/月	プログラム費用	6,300円/月
医療費	別途負担	医療費	福祉事務所
入院時	生活費変動あり	入院時	生活費変動あり

私はダルクプログラム、利用料、ルールについての説明を職員より受け、川崎ダルクホームへの利用を契約することを署名にて証明します。

平成 年 月 日

署名: